

○太田地区住居表示各種変更手続き住民説明会における質疑応答

・令和7年7月3日～7月16日 全6回 延べ参加者数510名

分類	質疑	回答
登記変更手続きについて	●自分が住んでいる土地・建物の登記変更は市が手続きをするのか。	・土地や建物の基本情報が記載されている表題部については、市から法務局に情報提供し、登記の変更を行います。 一方、所有権などの権利に関する情報が記載されている権利部については、御自分で手続きしていただく必要があります。
	●配布資料の内容では不動産登記の変更手続きで何をすればいいか分かりにくい。	・住居表示設定通知書や住居番号表示板を配布する際、登記手続きについて分かりやすく記載した文書を同封するなどして対応することとします。
	●換地処分は令和9年度とのことだが、不動産の所有者住所の変更登記はいつ手続きすればいいのか。	・住居表示実施日である令和7年9月22日から、令和10年3月31日までの間に手続きされるようにお願いします。 なお、換地処分の公告日の翌日から区画整理登記が行われ、土地・建物の登記簿の表題部が書き替わりますが、法務局の登記が完了するまでの期間（令和9年秋頃から約3か月程度の期間を想定）は、新たな登記手続きができないため御注意ください。
	●令和9年の換地処分後、表題部の変更登記が完了するまでは不動産所有者住所の変更登記はできないとのことだが、表題部の変更登記が完了したかどうかはどのように確認すればよいか。	・法務局のホームページに登理事務の受付についてお知らせが掲載されるので、そちらで御確認ください。
	●複数の筆の土地について変更登記を行う際、土地の筆数分の住居表示変更証明書を提出する必要があるか。	・一度の申請で複数の土地の変更を行う場合は、1枚の変更証明書で手続きできることを盛岡地方法務局に確認しています。
	●不動産登記簿の所有者住所の変更について、名義が共有名義の場合や、例えば土地が親名義、建物が子名義の場合等はどのように手続きすればよいか。	・共有名義の場合の所有者住所の変更手続きについては、法務局に直接問い合わせしてほしいとのことですので、法務局に確認をお願いします。

分 類	質 疑	回 答
	<ul style="list-style-type: none"> ●司法書士に登記の変更手続きを依頼する場合の費用はどれくらいかかるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更手続きの件数や依頼先によって報酬が異なるものと考えられますが、市では必要な費用等の調査は行っておりませんので、お答えできません。
住居表示変更証明書、住居表示プレート等の配布物について	<ul style="list-style-type: none"> ●住居表示変更証明書を各世帯10部ずつ配布することだが、10部では不足する見込みなので初めから多めに配布してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し出いただければ、あらかじめ希望枚数を配布するよう個別に対応します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●住居表示プレートはどのように貼ればよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレートの裏面に強力な両面テープを貼った状態で配布しますので、テープを剥がして御使用ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ●住居表示変更証明書は自分でコピーしたものを使用してもよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コピーしたものでもよいかどうかは提出先の判断によるため、各提出先に御確認ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ●住居表示変更証明書は何枚くらいあれば足りるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各世帯によって人数や必要な変更手続きの件数が異なるため、一概に示すことは難しいことから、配布した資料を御覧いただき必要な枚数を想定いただければと思いますが、御自身で必要な手続きが分からない場合は担当課（管財課）までお問い合わせください。
マイナンバーカードの住所変更手続き等について	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードの更新期限が令和7年の8月末となっているが、その場合、一度更新手続きを行い、9月22日以降に再度手続きが必要となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、手続きいただきますようお願いいたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●休日にマイナンバーの窓口を開設している日があると思うが、その際にマイナンバーの住所変更手続きもできるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日はマイナンバーの交付のみとなっております、住所の変更手続きは対応していません。
	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードを使って病院受診しているが、住所変更をしないと病院で使えないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更しなくても変わらずに使用できます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードと社会保険証を紐づけているが、登録の住所は自動的に変更になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの住所変更の手続きが必要になると思われるが、各勤務先に御確認をお願いいたします。
その他変更手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> ●民間のインターネット通販等における、個人の住所変更手続き方法について教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手先ごとに手続きが異なるものと思いますので、各自において各サービスの利用先に御確認ください。

分 類	質 疑	回 答
	●車庫証明の住所変更の手続きは必要か。	・今回の住居表示に伴う変更手続きは不要です。
	●パスポートの住所変更手続きについて教えてほしい。	・パスポートに記載の住所を二重線で訂正し、変更後の新住所を御自身で御記入ください。
	●住居表示実施日以降に旧住所あてで郵便物が送付された際には、郵便局の方で読み替えして対応するのか。(郵便物は届くのか。)	・郵便局に確認したところ、住居表示の変更から1年程度は旧住所の記載でも郵便物は届くとのことでしたが、各世帯に配布する「住所変更ハガキ」を御利用いただくなどにより、必要な方に新住所をお知らせくださるようお願いいたします。
	●郵便局の転送サービスの登録は、訪問調査表の提出により自動的に住所変更されるのか。	・転送サービスについては、自動的に変更にはなりませんので、御自分で手続きくださるようお願いいたします。
	●免許証の住所変更のワンストップサービスとはどういうものか。	・住居表示により住所が変更となる際、免許証の住所情報が自動変更されることから、運転免許センター等、窓口での住所変更手続きが不要になるサービスのことです。
	●車検証の住所変更について、車検時に住所変更の手続きを失念してしまった場合、車検証は旧住所のままになってしまうか。	・車両の所有者や申請者からの申し出が無い場合は、旧住所での記載になりますが、車検の際に添付する自動車重量税の納付書等の住所と異なる場合もありますので、忘れずに車検の際に住所変更されるようお願いいたします。また、車両の譲渡や廃棄の際にも車検証の所有者の住所変更が必要になります。
	●ふるさと納税をしているが今回の住居表示により何か手続きは必要か。	・既に申請しているふるさと納税については、自治体によって手続きが必要になることがありますので、納付先の自治体にお問い合わせください。
	●関係機関に新旧住所の情報提供を行うとのことだが、具体的にいつから変更後の情報が反映されるのか。	・各関係機関によって変更後の情報が反映される時期は異なるものと思いますが、円滑に住所変更が行われるよう、住居表示実施日前には情報提供を行う予定です。

分 類	質 疑	回 答
住所設定・訪問調査表について	●住所の設定にあたり、「42」などの縁起の悪い数字を除いているのか。	・住所の下一桁に「4」や「9」という数字は使用しないようにしており、「14」「19」などの設定はしていません。また、40番台の数字は使用していますが、「42」「49」の数字で住所設定はしていません。
	●訪問調査表を郵送で提出したと思うが、市で受理されているかどうかを確認したい。	・提出状況を確認しますので、担当課（管財課）に個別にお問い合わせください。
その他	●説明会での質疑応答の内容を共有してほしい。	・市のホームページ上で公開するほか、町内の回覧でも内容を閲覧できるように対応します。
	●太田地区土地区画整理事業の換地処分後の面積はいつ頃分かるのか。	・ほとんどの地域で測量は完了しており、今後面積が確定後、令和8年度に土地の面積をお知らせする場を設けたいと考えています。